

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成二十五年十一月二十七日

## 目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ

## 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十五年十月一日から同月三十一日までに執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年十一月二十七日

岐阜県監査委員	渡 辺 嘉 山
岐阜県監査委員	平 岩 正 光
岐阜県監査委員	鷗 飼 正 誠
岐阜県監査委員	石 井 直 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛

### 第1 監査実施機関数

知 事 直 轄 部 務	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	本課検討事項	
総務部	2	0	0	0	0	0
総合企画部						
環境生活部						
健康福祉部	5	2	0	2	0	0
商工労働部	1	0	0	0	0	0

農 政 部	10	5	1	8	5	3	0
林 政 部							
県 土 整 備 部	4	3	0	4	4	0	0
都 市 建 築 部	2	1	0	1	1	0	0
振 興 局	3	1	0	1	1	0	0
教 育 委 員 会	23	5	2	10	6	4	0
警 察 本 部	10	6	1	8	7	1	0
そ の 他	5	1	0	1	1	0	0
合 計	66	24	4	35	27	8	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・ 本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。「」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、28機関において、27件の指摘事項及び8件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄 (1機関)

実施機関名	実施年月日
消防学校	平成25年10月28日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総務部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃県税事務所	平成25年10月23日	東濃県税事務所	平成25年10月21日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 健康福祉部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
飛騨保健所	平成25年10月28日	飛騨保健所下呂センター	平成25年10月28日
衛生専門学校	平成25年10月28日	多治見看護専門学校	平成25年10月28日
下呂看護専門学校	平成25年10月28日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
飛騨保健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として598,370円の費用負担が発生し、また、修繕料245,847円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
衛生専門学校	指摘事項	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件2,200円が過払いとなっているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 商工労働部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成25年10月28日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

5 農政部 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	平成25年10月23日	可茂農林事務所	平成25年10月18日
東濃農林事務所	平成25年10月21日	下呂農林事務所	平成25年10月17日
飛騨農林事務所	平成25年10月30日	畜産研究所	平成25年10月28日
中央家畜保健衛生所	平成25年10月31日	中濃家畜保健衛生所	平成25年10月31日
東濃家畜保健衛生所	平成25年10月31日	飛騨家畜保健衛生所	平成25年10月31日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として31,908円の費用負担が発生し、また、修繕料239,577円(うち相手方負担分191,661円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
可茂農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として41,738円の費用負担が発生し、また、修繕料3,833円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
下呂農林事務所	指導事項	旅費の支出事務において、最も合理的かつ経済的な方法によらないで鉄道賃を計算したことにより、1件3,000円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	県有備品のカメラ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

6 県土整備部 (4機関)

畜産研究所	指導事項	内容
		公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として28,500円の費用負担が発生し、また、修繕料893,865円(うち相手方負担分37,000円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
中央家畜保健衛生所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,500円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	医薬品販売業許可申請手数料に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告していたので、今後は適正に処理されたい。
飛騨家畜保健衛生所	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件1,760円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可茂土木事務所	平成25年10月16日	下呂土木事務所	平成25年10月18日
高山土木事務所	平成25年10月29日	宮川上流河川開発工事事務所	平成25年10月29日

  

機 関 名	区 分	内 容
可茂土木事務所	指導事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として681,470円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
下呂土木事務所	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振り替等ができなかった勤務時間に係る支給割合の誤り

		により、58件59,489円が過払いとなっていたほか、6件13,433円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指摘事項		道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として68,555円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
高山土木事務所	指摘事項	<p>県道敷地上(路肩)に不法投棄された建設廃材の回収により生じた道路維持費用に係る負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因者が納入すべき負担金を原因者以外の者から納入させていた。</li> <li>2 収入科目を分担金及び負担金とすべきところ、諸収入としていた。</li> </ol>

7 都市建築部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中瀬建築事務所	平成25年10月16日	飛騨建築事務所	平成25年10月29日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中瀬建築事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料465,500円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 振興局 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西瀬振興局	平成25年10月31日	中瀬振興局	平成25年10月16日
飛騨振興局	平成25年10月29日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西瀬振興局	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料31,343円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

9 教育委員会 (23機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	平成25年10月28日	西瀬教育事務所	平成25年10月28日
美濃教育事務所	平成25年10月28日	可茂教育事務所	平成25年10月28日
東瀬教育事務所	平成25年10月28日	飛騨教育事務所	平成25年10月28日
海津明誠高等学校	平成25年10月28日	郡上高等学校	平成25年10月28日
武義高等学校	平成25年10月28日	関高等学校	平成25年10月28日
加茂高等学校	平成25年10月18日	加茂農林高等学校	平成25年10月18日
東瀬高等学校	平成25年10月28日	東瀬実業高等学校	平成25年10月28日
可児高等学校	平成25年10月28日	可児工業高等学校	平成25年10月28日
多治見工業高等学校	平成25年10月28日	益田清風高等学校	平成25年10月17日
飛騨高山高等学校	平成25年10月28日	郡上特別支援学校	平成25年10月28日
関特別支援学校	平成25年10月28日	中瀬特別支援学校	平成25年10月28日
可茂特別支援学校	平成25年10月28日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容

可茂教育事務所	指摘事項	旅費の支出事務において、宿泊研修を引率した教職員の旅費を計算する際に、児童のためにPTAが負担した金額を控除し計算したことにより、県が負担すべき3件24,546円が支払われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
郡上高等学校	指摘事項	備品購入等に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置するとともに、不当に遅延させた日付による收受印押印により、債権者に対する23件1,923,406円の支払が最大90日遅延するとともに、遅延利息3,900円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、2件1,020円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
加茂高等学校	指摘事項	公衆電話業務委託に係る電話料金の管理に関する収入事務において、電話料金委託手数料等319円を過少に測定していたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件390円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
加茂農林高等学校	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続きを行わないまま、廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
東濃実業高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件190円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
多治見工業高等学校	指摘事項	消耗品購入に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置するとともに、不当に遅延させた日付による收受印押印により、債権者に対する15件391,193円の支払が最大74日遅延する

飛騨高山高等学校	指摘事項	旅費の支出事務において、出張用務の主権者からの別途支給額を誤認し精算を行ったことにより、1件115円が過払いとなっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	旅費の支出事務において、1件の旅行について、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 昨年度指導したにもかかわらず、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、380円が支払不足となっていた。 2 目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生しているにもかかわらず、旅行諸費550円が支払不足となっていた。

10 警察本部 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜北警察署	平成25年10月28日	各務原警察署	平成25年10月28日
養老警察署	平成25年10月28日	垂井警察署	平成25年10月28日
北方警察署	平成25年10月28日	山県警察署	平成25年10月28日
加茂警察署	平成25年10月28日	可児警察署	平成25年10月28日
中津川警察署	平成25年10月28日	下呂警察署	平成25年10月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜北警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として2,065,047円の費用負担が発生し、また、修繕料501,900円(うち相手方負担分50,190円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

各務原警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として146,133円の費用負担が発生し、また、修繕料70,465円(うち相手方負担分21,139円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
垂井警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として103,950円の費用負担が発生し、また、修繕料175,203円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
北方警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として311,556円の費用負担が発生し、また、修繕料87,507円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
加茂警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として55,365円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
可児警察署	指摘事項	保管していた証拠品車両を職員が移動する際に損傷させた1件のき損事故について、損害賠償金として110,000円の費用負担が発生し、また、修繕料102,186円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
中津川警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として182,532円の費用負担が発生し、また、修繕料15,414円(うち相手方負担分7,707円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

11 その他(5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
-------	-------	-------	-------

労働委員会事務局	平成25年10月28日	人事委員会事務局	平成25年10月28日
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成25年10月31日	選挙管理委員会可茂地方事務局	平成25年10月16日
選挙管理委員会飛騨地方事務局	平成25年10月29日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
人事委員会事務局	指摘事項	MMP Iの判定業務委託に係る契約事務において、人事委員会事務局契約審査会設置要綱に基づき契約審査会が開催されていないため、今後は適正に処理されたい。